事 務 連 絡 平成20年9月22日

都道府県 各 指定都市 民生主管部局 御中 中 核 市

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局総務課

社会 · 援護局福祉基盤課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

老健局計画課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

標記については、当省医薬食品局食品安全部より別添1のとおり衛生主管部(局) あて通知されるとともに、日清医療食品株式会社より別添2のとおり「業務用「ク リームパンダ」の使用中止と回収について」(平成20年9月21日)が発表されて おりますので、管内の社会福祉施設、介護老人保健施設等に対し情報提供いただき ますようお願いいたします。

なお、貴部局におかれましては、当省ホームページ等を随時参照の上、最新の情報に留意していただきますようお願いいたします。

(厚生労働省 HP) http://www.mhlw.go.jp/houdou/bukyoku/iyaku.html

事 務 連 絡 平成20年9月20日

都 道 府 県 各 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、 事業者による自主回収が行われる旨の情報提供があり、本日、別紙のとおり公表しましたのでお知らせします。



厚 生 労 働 省 発 表 平成 2 0 年 9 月 2 0 日

医薬食品局 食品安全部 監視安全課

祖 輸入食品安全対策室

室 長 道野 (2495)

当 担 当 近藤 (2474)

電 話 03-5253-1111 夜間直通 03-3595-2337

### 中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について

今般、中国から輸入した加工食品の原料の一部に、中国において牛乳へのメラミンの混入が確認された製造者からの牛乳を使用していることが確認され、事業者による自主回収が行われる旨の情報提供がありました(別添)。

中国で牛乳へのメラミン混入が確認された企業が製造した乳及び乳製品については、わが 国への昨年 1 月以降の輸入実績はありませんが、本事案を踏まえて、本日付けで、下記の対 応を取りましたのでお知らせします。

なお、中国から輸入される乳及び乳製品については9月12日より輸入手続を保留しています。

記

- 1 中国から輸入される乳及び乳製品並びに加工食品の輸入者に対し、原材料に使用された乳及 び乳製品にメラミンの混入の問題がないか、検疫所、業界団体を通じて点検するよう要請した。
- 2 中国から輸入される食品のうち、原材料に乳及び乳製品を使用した食品については、輸入者 に対しメラミンの検査を指示した。
- 3 本事案について、都道府県等及び関係団体に情報提供を行う。
- (注) 本事案におけるメラミン使用は添加物としての使用と思料されるため、食品からメラミンが検出された場合又は食品へのメラミンの使用が確認された場合には、当該食品は食品衛生法第10条違反として輸入を認めない。

#### (参考)

1 メラミンについて

メラミンは、メラミン樹脂(メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂)の原料として使用されている。

#### <毒性>

TDI (耐容一日摂取量※1)

- 〇米国食品医薬品庁 (FDA) : 0.63 mg/kg 体重/日 (メラミンとして)
- 〇欧州食品安全機関 (EFSA) · 0.5 mg/kg 体重/日 (メラミン及び関連化合物全体として)
  - ※ TDI(耐容一日摂取量)、耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず 食品中に存在したり、食品を汚染する物質(重金属、かび毒など)に設定される。耐容一日摂取量は 食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が許容できる一日当たりの摂取量であり、体重60kgの人が1日当たり許容できるメラミンの摂取量は0.63×60=37.8mg (EFSAでは30mg) である。

(注) 詳細は内閣府食品安全委員会ホームページ「メラミンについて」を参照してください。 http://www.fsc.go.jp/sonota/meramine.pdf

### 2 中国からの輸入実績 (H19.9.20~H20.9.19)

主な食品	届出件数(件)	届出重量(トン)
菓子類	588	3,322
加熱後に摂取する菓子類などの冷凍食品	1,266	84,034
乳及び乳製品	12	216

<sup>※</sup>数値は輸入食品監視支援システム (FAINS) による検索結果である。

<sup>※</sup>乳及び乳製品は全て「その他の乳を主原料とする食品」で、いずれも乳脂肪調整品。

# お詫び上お知らず

### お客様各位

平素は弊社製品に絡別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

すようお願い申し上げます。 に対象商品がございましたら、大変お手数とは存じますが、左記の送付先に料金着払いにてお送り下さ ませんが、万全を期すために当該商品を自主回収させていただくことにいたしました。お客様のお手元 いますようお願い申し上げます。 で原料に当該メーカーの牛乳を使用していることが確認されました。現在まで健康被害の報告はござい で調査をいたしました結果、弊社中国の子会社が製造する一部の商品および仕入販売しておりまず商品 さて、このたび報道の「中国乳業メーカー製造の牛乳から化学物質メラミン検出の件」を受けて弊社 後日、商品代金をお送りさせていただきます。何卒ご協力を賜りま

努めてまいりますのでご理解を賜りたくお願い申し上げます。 弊社製品をご愛顧いただいておりますお客様にご心配をおかけしますが、引き続き商品の安全確保に

平成二十年九月二十一日

丸大食品株式会社

## 1. 対象商品

・「抹茶あずきミルクまん」 8個入り

(JANN-14902715 210124)

「クリームパンダ」 6個入り

(JANПード4902715 258621)

「グラタンクレープコーン」7個入り

(JANII-14902715 143415)

・ 「角煮パオ」 4個入り

(JANT-F4902715 258027)

・「もっちり肉まん」8個入り

(JANT-14902715 258126)

### 2. ご送付先

丸大食品株式会社

〒569-8577 大阪府高槻市緑町21-6

※ご送付の際は、 を明記下さいますようお願い申し上げます。 確実にご手配させていただくため、 郵便番号・ご住所、お名前・お電話番号

## 3. お問い合せ先

丸大食品株式会社 お客様相談室

フリーダイヤル 0120-338845

(受付時間 午前9時から午後5時まで)

◎お客様からお知らせいただいた個人情報は、 本件の目的以外には使用いたしません。